

税に関するQ & A・質問と回答

5. 軽自動車税編

■質問一覧

- Q 5 - 1 他人にバイクを譲ったのに納税通知が来た。どうなっているの？
- Q 5 - 2 盗難にあい、警察に届け出ているはずなのに納税通知がきた。
- Q 5 - 3 軽自動車を3月中に廃車したのに税金がかかってきました。
- Q 5 - 4 新しいナンバー（標識）が欲しいのですが。
- Q 5 - 5 他人に車両を譲渡したときの税金はどうなりますか？
- Q 5 - 6 引越しをする（した）場合の手続きはどうすればよいですか。
- Q 5 - 7 車は持っていれば使わなくても税金を払わなくてはならないのですか？
- Q 5 - 8 所有名義人であった家族が亡くなったのですが、手続きは必要ですか？
- Q 5 - 9 市役所で自賠責保険の手続きはできますか。名義変更は？
- Q 5 - 10 知人に車両を譲ったのに、自分に納税通知が届いたのはどうしてですか？
- Q 5 - 11 バイクを買い換えたのですが、ナンバーを付け替えてもよいですか？
- Q 5 - 12 ボートトレーラーの税率はいくらですか？
- Q 5 - 13 公道を走らないフォークリフトにも税金はかかるのでしょうか？
- Q 5 - 14 体に障がいがある場合は軽自動車税が減免されると聞きました。
- Q 5 - 15 50CCのバイクを改造して60CCにしたのですが、手続きは必要ですか？
- Q 5 - 16 バイクを譲りましたが、先方が名義変更未届けのままです。
- Q 5 - 17 継続検査用（車検用）の納税証明書を紛失してしまいました。
- Q 5 - 18 標識交付証明書（又は廃車証明書）を再発行してもらいたいのですが。
- Q 5 - 19 業者に車体を引き渡したのに、納税通知が届いたのはどうしてですか？
- Q 5 - 20 納税通知書を実家の住所に送付してもらえますか。
- Q 5 - 21 旧新井市のナンバープレートを妙高市のナンバーに変更できる？

■回答

Q5-1 他人にバイクを譲ったのに納税通知が来た。どうなっているの？

質問：他人にバイクを譲ったのに納税通知が来ました。どうなっているの。

答： まず、バイクを譲ったときに名義変更の手続きはお済でしょうか？名義変更の手続きをしていなければ旧所有者に課税されます。軽自動車税の賦課期日は4月1日ですので、名義変更の手続きをしていても、4月2日以降の手続きであれば賦課期日を経過しているため、旧所有者のかたに納税通知が行きます。

4月1日以前に手続きをしている場合は、課税誤りの可能性がありますので、市役所又は各支所までご連絡ください。

Q5-2 盗難にあい、警察に届け出ているはずなのに納税通知がきた。

質問：バイク盗難にあってしまいました。警察に届け出ているはずなのに納税通知がきました。どうしたらよいのでしょうか？

答： 盗難に遭ったときは、警察署だけでなく市役所市民税務課へも届け出てください。その際、盗難届を出した警察署名、盗難届受理番号、届出年月日、被害年月日を控えて、印鑑とナンバーの分かるもの(標識交付証明書など)を持参して、市役所で課税を保留する手続きを行ってください。市役所で手続きをしないと軽自動車税がかかっていますのでご注意ください。

Q5-3 軽自動車を3月中に廃車したのに税金がかかってきました。

質問：軽自動車税の賦課期日は毎年4月1日と聞いたので、3月中に廃車したのに税金がかかってきました。どうしてでしょうか。

答： 3月中に廃車したということですが、廃車の手続きはお済でしょうか？手続きを業者(申告代行業者)に依頼した場合など、廃車申告書の受付日が4月2日以降になっていることがありますのでご確認をお願いします。

Q5-4 新しいナンバー(標識)が欲しいのですが。

質問：ナンバープレート(標識)を紛失(破損)したので、新しい標識が欲しいのですが。

答： 妙高市ナンバー(旧町村ナンバー含む)の車両の場合は、市(各支所含む)で再交付の手続きをしてください。この場合は、標識弁償金として300円がかかります。長岡ナンバーの場合は、次の手続窓口にお問い合わせください。

○軽二輪：軽自動車協会連合会長岡分室 (TEL0258-23-3115)

○軽三輪・軽四輪：軽自動車検査協会長岡支所 (TEL050-3816-1851)

○二輪小型自動車：新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所 (TEL050-5540-2041)

Q5-5 他人に車両を譲渡したときの税金はどうなりますか？

質問：他人に車両を譲渡したときの税金はどうなりますか。

答： 軽自動車税の賦課期日は毎年4月1日なので、譲渡の手続き（名義変更）をした日が4月1日までの場合は、新所有者に課税されます。4月2日以降の場合は旧所有者に課税されます。

Q5-6 引越しをする（した）場合の手続きはどうすればよいですか。

質問：引越しをする（した）場合の手続きはどうすればよいですか。

答：

・妙高市から市外へ転出する場合

妙高市で廃車手続きをし、転出先の市町村窓口で新規登録の手続きをしてください。妙高市で廃車手続きせず転出された場合は、転出先の市町村窓口で廃車手続きをし、新たな標識の交付を受けてください。

・市外から妙高市へ転入する場合

お住まいのあった市町村窓口で廃車手続きをして、廃車証明書の交付を受けてください。その後妙高市の窓口で新規登録の手続きをしてください。廃車手続きせず妙高市に転入された場合は、その市町村の標識と標識交付証明書及び印鑑をお持ちになり、窓口にお越しください。

・長岡ナンバーの車両

登録されている住所の変更手続きが必要になります。長岡ナンバーでない地域へ引越された場合は、ナンバーも変更していただく必要があります。管轄の軽自動車協会（二輪小型自動車の場合は陸運局）にお問い合わせください。

Q5-7 車は持っていれば使わなくても税金を払わなくてはいけないのですか？

質問：私は古い軽自動車が好きです。そのため、乗用のためではなく、所有していることに喜びを感じています。しかし、使用していないのに税金を払わなくてはいけないのですか。

答： 乗用しない場合は、廃車手続きをしていただかないと、税金はかかります。標識と印鑑と標識交付証明書をお持ちになり、手続きしてください。次年度より課税されません。また、乗用のための車検を受けなければ重量税などはかかりませんが廃車しない限り軽自動車税は課税されます。

Q5-8 所有名義人であった家族が亡くなったのですが、手続きは必要ですか？

質問：所有名義人であった家族が亡くなったのですが、手続きは必要ですか。

答： 車両をまだ使用する場合は、名義変更の手続きが必要です。使用しない場合は、廃

車手続きをしてください。

Q 5 - 9 市役所で自賠責保険の手続きはできますか。名義変更は？

質問：市役所で自賠責保険の手続きはできますか。名義変更は？

答：市役所では自賠責保険をお申し込みいただけません。自動車販売店又は保険会社等にお問い合わせください。コンビニでも加入できる所があります。市役所で名義変更ができるのは125cc以下のバイクのみです。

Q 5 - 10 知人に車両を譲ったのに、自分に納税通知が届いたのはどうしてですか？

質問：知人に車両を譲ったのに、自分に納税通知が届いたのはどうしてですか。

答：譲渡時に名義変更の手続きをしていなければ、名義人に課税されます。名義変更の手続きをしても、その年の4月2日以降の手続きであれば賦課期日(4月1日)を経過しているため、旧所有者のかたに課税となります。

4月1日以前に手続きをしている場合は、課税誤りの可能性がありますので、市役所又は各支所までご連絡ください。

Q 5 - 11 バイクを買い換えたのですが、ナンバーを付け替えてもよいですか？

質問：乗っていた50ccのバイクを買い換えたのですが、ナンバーを付け替えてもよいですか。

答：勝手にナンバープレートの付け替えはできません。市役所に登録されている車台番号等が変更になった場合は届出が必要です。新しいバイクには、新しい標識を交付いたしますので、市役所又は各支所で手続きをしてください。

Q 5 - 12 ボートトレーラーの税率はいくらですか？

質問：ボートトレーラーの税率はいくらですか？

答：ボートトレーラーは、軽自動車の二輪の区分となり、税率は年2,400円です。

Q 5 - 13 公道を走らないフォークリフトにも税金はかかるのでしょうか？

質問：公道を走らず、事業所の構内のみで使用するフォークリフトにも税金はかかるのでしょうか。

答：事業所構内のみでの走行であっても軽自動車税の課税対象となりますので、標識交付の手続きをしてください。

Q 5 - 14 体に障がいがある場合は軽自動車税が減免されると聞きました。

質問：体に障がいがある場合は軽自動車税が減免されると聞きました。

答：妙高市の市税条例に基づき減免を受けられる場合があります。詳しくは軽自動車税

についての減免の項目をご覧ください。

Q 5 - 1 5 5 0 c c のバイクを改造して 6 0 c c にしたのですが、手続きは必要ですか？

質問：5 0 c c のバイクを改造して 6 0 c c にしたのですが、手続きは必要ですか。

答：排気量が変わったことにより、原動機付自転車の車種区分が変わります。新たな標識を交付しますので標識返納及び標識交付の手続きをしてください。

区分	ナンバープレートの色 (異なる市区町村もあります)
第 1 種原動機付自転車 50cc 以下	白色
第 2 種原動機付自転車 (乙) 50cc 超 90cc 以下	黄色
第 2 種原動機付自転車 (甲) 90cc 超 125cc 以下	桃色
ミニカー	水色

Q 5 - 1 6 バイクを譲りましたが、先方が名義変更未届けのままです。

質問：知人に 5 0 c c のバイクを譲りましたが、名義変更未届けのまま連絡がとれなくなっていました。

答：譲ったバイクの標識番号を調べて、印鑑と標識交付証明書をお持ちになり廃車手続きをしてください。次年度より課税されません。

Q 5 - 1 7 継続検査用 (車検用) の納税証明書を紛失してしまいました。

質問：継続検査用 (車検用) の納税証明書を紛失してしまいました。

答：妙高市役所 市民税務課、各支所の窓口で再発行の申請をしてください。再発行の申請書は、市ホームページの各種申請書ダウンロード>税に関する申請書などからダウンロードしてください。

Q 5 - 1 8 標識交付証明書 (又は廃車証明書) を再発行してもらいたいのですが。

質問：標識交付証明書 (又は廃車証明書) を再発行してもらいたいのですが。

答：妙高市役所、各支所の窓口で再発行の申請をしてください。窓口にある申請書に必要事項をご記入ください。発行手数料は無料です。

Q 5 - 1 9 業者に車体を引き渡したのに、納税通知が届いたのはどうしてですか？

質問：すでに自動車の業者に車体を引き渡したのに、納税通知が届いたのはどうしてですか。

答：引き渡しが進んでいても、廃車 (又は名義変更) の手続きが進んでいない場合、あ

るいは手続きが4月2日以降に行われた場合には、その年の軽自動車税は課税されます。業者に確認の上、4月1日以前に手続きが済んでいる場合には、課税誤りの可能性がありますので市民税務課までご連絡ください。

Q5-20 納税通知書を実家の住所に送付してもらえますか。

質問：納税通知書を実家の住所に送付してもらえますか。

答：特別な事情により納税通知書の送付先変更を希望される場合は、妙高市役所市民税務課にご相談ください。

Q5-21 旧新井市のナンバープレートを妙高市のナンバーに変更できる？

質問：旧新井市のナンバープレートを使用しています。妙高市のナンバーに変更したいのですが。

答：現在登録されている旧町村のナンバープレートはそのままご使用いただけますが、変更を希望される場合は、無償で新たに妙高市の標識を交付いたします。旧標識の返納及び標識交付の手続きをしてください。